

糖尿病、高血圧、脂質異常症(コレステロールや中性脂肪)のいずれかで通院している患者様へ

厚労省が発表した診療報酬改定により、糖尿病、高血圧、脂質異常症(コレステロールや中性脂肪)のいずれかで通院している場合、2024年6月以降、「生活習慣病管理料」を算定します。

「生活習慣病管理料」を算定する該当の患者さんには、医師からきちんと説明いたします。

よろしく申し上げます

変更点は、以下の通りです。



- 患者さんにより、窓口負担額が約-50円～+1,200円(自己負担割合にもよる)変わります
- 患者さんの日頃の生活習慣をスタッフが確認し、必要であればアドバイスをいたします
- 生活習慣病の治療に関する療養計画書を定期的にお渡しします

ご理解の程、どうぞよろしくお願い致します。